

富士見市立水谷小学校校舎増築事業 募集要項

令和4年4月

1 事業の目的

水谷小学校は、周辺地域の宅地開発に伴い、児童数が年々増加している。この間、特別教室の普通教室化により対応してきたが、令和6年4月には教室不足が見込まれることから、新たに校舎を増築するものである。

校舎増築にあたっては、工期短縮及びコスト縮減を図るため、デザインビルド方式（設計施工一括発注方式）を採用するとともに、公募型プロポーザル方式により優れた提案者を本事業の受注者として選定することとする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

富士見市立水谷小学校校舎増築事業

(2) 方式

公募型プロポーザル方式

(3) 発注者

富士見市（担当部局：富士見市教育委員会教育部教育政策課）

(4) 業務内容

- ①基本設計業務・実施設計業務及びその関連業務
- ②施工業務及びその関連業務
- ③工事監理業務
- ④各種許認可申請及び取得業務

(5) 建設予定地

- ①富士見市水谷1丁目13-3 学校敷地内
- ②敷地面積：約13,351㎡
- ③用途地域：第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%・容積率200%）
第一種住居地域（建ぺい率60%・容積率200%）
- ④防火地域：指定なし
- ⑤その他：建築基準法第22条区域

(6) 施設整備スケジュール

スケジュール	内容
令和4年7月～8月	仮契約
令和4年9月	契約締結議案の提出（9月議会） 本契約（予定）
令和4年10月～令和5年5月	基本・実施設計、申請業務等
令和5年6月～令和6年2月	建設工事、監理業務
令和6年2月	建物引渡し
令和6年4月	供用開始

※建設工事は、国庫補助金の申請スケジュールに合わせて進めること。

(7) 履行期間

契約締結日～令和6年2月29日まで

(8) 提案上限額

600,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約上限額は、本事業に係る設計費・工事費・工事監理費等の合計額をいう。
※本提案にあたり下限額は設定しないものとする。

(9) 入札保証

免除

(10) 契約保証

契約金額の10分の1以上の額を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、市を被保険者とする履行保証保険契約又は市を債権者とする履行保証契約を締結し、その保険証券を市に寄託した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(11) 支払い

建物の引渡し後、一括払いとする。

ただし、富士見市会計規則等に基づき、令和5年度において工事に係る前払金を請求することができるものとする。

(12) 費用の負担

①市の負担

本事業における契約額は、600,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、かつプロポーザルにおける提案価格（設計費、工事費、工事監理費の合計）を超えない金額とする。

※設計業務の委託料には、設計費のほか、調査、測量、既存放課後児童クラブの分筆、その他施設の整備に必要な費用を含む。

②受注者の負担

ア 受注者は、設計業務及び建設工事が完了するまでの間、当該業務に係る設計費用、工事費用、工事監理費用など当該契約に係る費用を負担する。

イ 完成図書を作成費用は、受注者の負担とする。

ウ 遊具や備え付け備品に要する費用は、本工事に含む。

エ 建築確認等の審査手数料は、受注者の負担とする。

(13) 資料提供

本事業の参加者に対し、過去の水谷小学校の整備事業に係る設計図書等の閲覧及び現地確認を認めることとする。

なお、閲覧及び現地確認については、事前に事務局に連絡し、指示を仰ぐこと。

(14) 事務局

富士見市教育委員会教育部教育政策課

〒354-0021 富士見市大字鶴馬1873-1

TEL：049-251-2711(内線615)

FAX：049-255-9635

Mail：kyouiku@city.fujimi.saitama.jp

3 参加者の資格要件

(1) 参加者の構成

参加者は、単独企業又は複数の者で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

ただし、共同企業体の場合は、次の要件を満たすこととする。

- ①共同企業体を構成する企業の中から代表企業を定め、参加表明書に代表企業名を明記するとともに、代表企業が応募手続きを代表して行うこと。
- ②参加表明時に参加構成員すべてを明らかにし、各々が担当する役割を明確にすること。
- ③参加構成員は、他の提案を行う参加者の構成員になることはできない。
- ④構成員の変更は、提案書類の受付日以降、認めない。
- ⑤各構成員は、建設共同企業体協定書を締結し、提出すること。

(2) 参加資格要件

参加者は、参加表明書提出日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。なお、受注者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ①富士見市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④富士見市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成23年富士見市告示第104号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年富士見市告示第246号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- ⑥建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた事務所を埼玉県内に有していること。共同企業体においては、建設工事を担う代表企業又は構成員が上記の許可を受けていること。
- ⑦埼玉県内に事務所を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する、一級建築士事務所に係る埼玉県知事登録を受けていること。共同企業体においては、設計業務及び工事監理業務を担う代表企業又は構成員が上記の登録を受けていること。
- ⑧令和3・4年度の富士見市競争入札参加資格審査結果において、建築工事の資格審査数値が1,000点以上であること及び建築関係の建設コンサルタント業務に係る入札参加資格を有するものであること。共同企業体においては、代表企業がどちらかの入札参加資格を有し、構成員が代表企業の有していない入札参加資格を有するものとする。
- ⑨設計業務及び工事監理業務における管理技術者の資格要件は、建築士法による一級建築士であること。
- ⑩建設工事における管理技術者は、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ建設業法第26条第5項の国土交通大臣の登録を受けた講習を受講している者（以下、「監理技術者」という。）であること。
- ⑪管理技術者及び監理技術者は、参加者（共同企業体の場合、各構成員）との間に直接的な雇用関係（参加表明書提出日以前に3か月以上の雇用関係）を有する者であること。
- ⑫参加者は、過去5年以内における延床面積1,000㎡以上の公共施設の新増築に係る

設計及び施工実績（ただし、賃貸借は除く）を有すること。

4 失格に関する事項

下記のいずれかの事項に該当するときは、参加資格を失う。

- ①提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要項の定めに適合しないとき。
- ②提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ③提案書等の全部若しくは一部を提出しないとき、又は提案書等に記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しないとき。
- ④審査委員や事務局職員などの関係者にプロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めたとき。
- ⑤審査委員会に対する公正な審査を妨げたとき。
- ⑥見積書の金額が提案上限額を超過したとき。

5 応募手続等のスケジュール

スケジュール	内容
令和4年4月25日	募集要項等の公表・配布
令和4年5月9日	質問の受付期限（参加表明書について）
令和4年5月13日	上記質問への回答
令和4年5月18日	参加表明書の提出期限
令和4年5月25日	参加表明資格審査結果の通知
令和4年6月8日	質問の受付期限（要求水準書等について）
令和4年6月15日	上記質問への回答
令和4年6月30日	提案書等の提出期限
令和4年7月中・下旬	プレゼン・ヒアリング
令和4年7月下旬	プロポーザル選定結果通知
令和4年7月～8月	仮契約の締結
令和4年9月	契約締結議案の提出（9月議会）、本契約（予定）

(1) 募集要項等の公表・配布

- ①公表・配布日 令和4年4月25日～令和4年5月17日
- ②公表等の方法 富士見市ホームページにて公表又は事務局窓口にて配布

(2) 質問の受付と回答

《参加表明書に関する質問》

- ①提出期限 令和4年5月9日
- ②提出方法 質問書（様式第1-1）に質問を記入の上、事務局あて電子メールにて提出（kyouiku@city.fujimi.saitama.jp）
- ③回答 令和4年5月13日以降、市ホームページにて公表

《要求水準書等に関する質問》

- ①提出期限 令和4年6月8日
- ②提出方法 質問書（様式第1-1）に質問を記入の上、事務局あて電子メールにて提出（kyouiku@city.fujimi.saitama.jp）

- ③回答 令和4年6月15日以降、市ホームページにて公表
- (3) 参加表明書の提出
- ①提出期限 令和4年5月18日
- ②提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出（郵送の場合、期限内必着）
- ③提出書類 下記書類をA4ファイルに取りまとめ、2部提出（正1部、副1部）
- ・参加表明書（様式1-2）
 - ・設計者及び工事監理者に関する資格確認調書（様式1-4）
 - ・施工者に関する資格確認調書（様式1-5）
 - ・会社概要（パンフレット等。共同企業体の場合、代表企業及び構成員の概要）
 - ・財務諸表（直近3期分）
 - ・納税証明書（未納が無いことの証明）
- 《共同企業体の場合》
- ・建設共同企業体協定書
 - ・委任状（様式1-3）
- ※参加表明書類提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式1-6）を提出すること。
- ④審査結果 令和4年5月25日以降、郵送により通知する。
- (4) 提案書等の提出
- ①提出期限 令和4年6月30日
- ②提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出（郵送の場合、期限内必着）
- ③提出書類 下記書類をA4ファイルに取りまとめ（A3サイズの書類は折り込んで）、10部提出（正本1部、副本9部）
- ・提案書提出届（様式2-1）
 - ・実績一覧（様式2-2）
 - ・事業計画に関する提案書（様式2-3）
 - ・設計、工事監理及び施工体制表（任意様式）
 - ・事業工程表（任意様式）
 - ・施設計画に関する提案書（様式2-4）
 - ・価格提案書（様式2-5）
 - ・提案価格内訳書（様式2-6）
 - ・建築計画概要（任意様式）
 - ・図面（配置図、平面図、断面図、立面図、構造計画、完成予想透視図等。任意様式）
 - ・仕上表（任意様式）
- ※併せて、正本の内容を電子データで出力したもの（CD-R（DVD-R）又は電子メール）を提出すること。
- (5) その他
- 現場説明会は実施しない。現場への立入りを希望する場合は、事務局へ連絡すること。立入りについては、事務局が指定した日時とする。

6 審査及び優先交渉権者の決定

(1) 審査体制

選定に係る審査は、富士見市立水谷小学校校舎増築事業プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査方法

提案書等について、プレゼン・ヒアリングを実施した上で、提案書等審査基準に基づき、審査を行う（詳細は、「富士見市立水谷小学校校舎増築事業に係るプロポーザル審査要領」参照）。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、優先交渉権者の決定後、各参加者に文書により通知する。審査結果に関する問合せには応じないものとする。

7 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者と契約内容等の諸条件を協議の上、仮契約を締結する。契約の仕様書については、提案書等に基づき、市と優先交渉権者との協議により定める。

仮契約締結後、市議会の議決を経て、本契約となる。

なお、市議会の議決が得られなかった場合、市は仮契約の相手先に対していかなる責任も負わない。

また、優先交渉権者との協議が整わない場合、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) リスク分担と契約変更

予想されるリスク分担については、別表1のとおりとする。

契約の変更は、原則行わない。ただし、市側のリスクに起因する事由又は事業者の責めに帰することができない事由による場合、契約を変更することがある。

8 その他

(1) 提案書の作成等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 提出期限後における提案書の差替え及び記載内容の変更は認めない。ただし、誤字、脱字の修正や、市が審査上必要と認めたものについてはこの限りではない。

(4) 市は、審査及び説明を行うため、提出された提案書等を使用し、又は写しを作成することができる。

(5) 提出された提案書等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しないものとする。ただし、情報公開請求により、提案書等を開示する場合がある。

(6) 審査内容及び審査結果については、一切の異議を認めない。

別表1 リスク分担表

○：適用 △：協議

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		市	事業者
募集要項リスク	募集要項、要求水準書等の誤り、変更に関するもの	○	
応募リスク	応募費用の負担に関するもの		○
議会の議決リスク	議会の議決が得られない場合によるもの	○	
契約締結リスク	市の責めによる契約締結の遅延、中止	○	
	事業者の責めによる契約締結の遅延、中止		○
	上記以外の理由による契約締結の遅延、中止	△	△
住民対応リスク	本事業に対する住民反対運動等	○	
	上記以外の住民反対運動等		○
税制度変更リスク	本事業に直接影響を及ぼす税制度の変更等（消費税・地方消費税を含む）	○	
	法人税など上記以外の税制度の変更等		○
許認可取得リスク	事業者が取得すべき許認可の未取得・取得遅延・失効		○
	上記のうち、市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	○	
	市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	○	
	上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		○
債務不履行リスク	市の債務不履行による中断・中止	○	
	事業者の債務不履行による中断・中止		○
物価変動リスク	インフレ・デフレによるもの	△	△
資材調達リスク	社会情勢により資材調達が困難に陥った場合	△	△
第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因する事故等		○
	上記以外に起因するもの	○	
情報漏えいリスク	資料の誤送信、USBメモリの盗難、紛失などによる情報漏えい		○
不可抗力リスク	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動等自然的又は人為的現象であって、予見可能な範囲を超えるもの	△	△
金利変動リスク	金利変動によるもの	△	△
資金調達リスク	事業の実施に必要な資金調達・確保		○
設計変更リスク	市の指示又は市の責めに帰すべき事由による設計変更に伴う費用の増大、計画遅延	○	
	事業者の提案内容の不備、変更による設計変更に伴う費用の増大、計画遅延		○
測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に起因するもの	○	
	事業者が実施した測量・調査に起因するもの		○

整備着工遅延リスク	市の指示、指示条件の不備、変更によるもの	○	
	上記以外の要因によるもの		○
用地の瑕疵リスク	市が提示した情報、資料等から合理的に予見できない瑕疵	○	
	上記以外に起因する瑕疵	△	△
工事費増大リスク	市の指示、指示条件の不備等によるもの	○	
	上記以外に起因するもの（他項目において別段の定めがあるものを除く）	△	△
	資材費高騰によるもの	△	△
工事遅延リスク	市の指示、指示条件の不備等によるもの	○	
	上記以外に起因するもの（他項目において別段の定めがあるものを除く）	△	△
盗難等リスク	原材料や設備の盗難、損傷による費用の増大、計画遅延		○
環境問題リスク	工事による騒音・振動・地盤沈下等に関する苦情処理等の対応		○
工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
性能リスク	施設完成後、市による検査で発見された要求水準の不適合に関するもの		○
	瑕疵点検期間中に発見された要求水準の不適合に関するもの		○
建物等損傷リスク	建物引渡し前に生じた建物等の損傷		○
事業者の経営破綻リスク	事業者の経営破綻等によるもの		○